

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父母及び子2名（原発事故当時4歳の長男及び2歳の二男）について、原発事故直後、申立人母及び子2名が福島県外に避難したものの、申立人長男が幼稚園でいじめに遭うなどしたため、平成23年8月に会津若松市へ転居したこと、申立人父が申立人母らと同居するため、勤務先に申し入れて平成24年3月に会津若松市に転勤したばかりであったこと、申立人父及び二男が障害を有していたことなどから、同年9月以降も避難継続の合理性があったとして、同月から平成26年9月まで各自月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料について、申立人父及び二男の障害を考慮して月額合計4万円の増額、申立人母が乳幼児である申立人長男及び二男の世話を恒常的に行ったことを考慮して月額合計1万円ないし4万円の増額、家族別離が生じたことを考慮して月額合計6万円の増額並びに申立人長男が避難先の幼稚園でいじめに遭うなどしたことを考慮して10万円（一時金）の増額が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別表記載の損害項目（別表記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金1346万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和６年４月４日

（仲介委員 藤田 吉信）

## 別表

| 請求項目                                                  |                        | 期間                         | 金額           |
|-------------------------------------------------------|------------------------|----------------------------|--------------|
| 日常生活阻害慰謝料                                             | 申立人 X 1 について           | H24. 9～H26. 9              | 2, 500, 000  |
|                                                       | 申立人 X 2 について           |                            | 2, 500, 000  |
|                                                       | 申立人 X 3 について           |                            | 2, 500, 000  |
|                                                       | 申立人 X 4 について           |                            | 2, 500, 000  |
| 精神的損害の増額事由<br>中間指針第五次追補 4（指針）Ⅰ）<br>②身体又は精神の障害があること    | 申立人 X 1 及び申立人 X 4 について | H23. 3～H26. 9              | 1, 720, 000  |
| 精神的損害の増額事由<br>中間指針第五次追補 4（指針）Ⅰ）<br>④乳幼児の世話を恒常的に行ったこと  | 申立人 X 2 について           | H23. 3～H26. 9              | 1, 160, 000  |
| 精神的損害の増額事由<br>中間指針第五次追補 4（指針）Ⅰ）<br>⑧家族の別離、二重生活等が生じたこと | 申立人 X 3 について           | H23. 8～H24. 3              | 240, 000     |
|                                                       | 申立人 X 4 について           | H23. 8～H24. 3              | 240, 000     |
| 精神的損害の増額事由<br>いじめに関すること                               | 申立人 X 3 について           | H23. 3～H24. 3              | 100, 000     |
| 生活基盤変容による精神的損害<br>中間指針第五次追補第 2 の 2                    | 申立人 X 1 について           | —                          | 500, 000     |
|                                                       | 申立人 X 2 について           |                            | 500, 000     |
|                                                       | 申立人 X 3 について           |                            | 500, 000     |
|                                                       | 申立人 X 4 について           |                            | 500, 000     |
| 中間指針第五次追補第 3（指針）Ⅴ）<br>②自主的避難等対象区域内への避難滞在について          | 申立人 X 1 について           | H23. 4. 23～<br>H23. 12. 31 | 200, 000     |
| 上記合計・・・①                                              |                        |                            | 15, 660, 000 |
| 早期一部和解による既払い金・・・②                                     |                        |                            | 2, 200, 000  |
| 和解金額・・・①－②                                            |                        |                            | 13, 460, 000 |